八尾市西郡地域公園整備構想策定支援業務　募集要項

（公募型プロポーザル方式）

八尾市西郡地域公園整備構想策定支援業務を行う事業者を、公募型プロポーザル方式により募集いたしますので、参加される事業者はこの募集要項の各項目をご承知のうえ、お申し込みください。

1　事業概要

（1） 目的

本業務は、「八尾市西郡地域まちづくり構想」に基づき、地域の北側には「安全安心な居住」、南側には「交流から生まれる賑わい」を生むための公園及びスポーツ施設等の整備に向け、地域内における公園の在り方について検討を行い、既存公園の集約・再整備を含め地域の公園整備構想の策定支援を目的とする。

（2） 業務名称

八尾市西郡地域公園整備構想策定支援業務

（3）履行期間

契約締結日から令和10年３月31日（金）まで

（4）業務内容等

別紙「八尾市西郡地域公園整備構想策定支援業務　仕様書」のとおり

2　見積書上限額

本業務の見積書の上限額は、26,460,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。当該事業に係る提案見積金額は、見積書上限額を超えてはならない。

3　応募資格要件

本業務のプロポーザルに参加する事業者に必要な要件は、次のとおりとする。

（1）令和８年度八尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「参加者名簿」という。）において、業務の種類「土木関係建設コンサルタント業務」が登録されていること。

（2）建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）第５条に基づく「都市計画及び地方計画部門」及び「造園部門」で登録していること。

（3）平成23年４月１日以降に契約した官公庁・公社等発注業務において、元請として公園の計画策定業務（基本構想、基本計画）（成果品の引渡しが完了したものに限る。）を有する者であること。

なお、「官公庁・公社等発注業務」とは、国、地方公共団体、特別法に基づき設立された地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第１条各号に掲げる法人が発注する業務のことをいう。

（4）本業務に必要な経験を有し、かつ、次に定める要件を満たす技術者をそれぞれ配置するとともに、所定

の業務期間内にできること。なお、管理技術者と照査技術者とは兼務することができない。

ア　管理技術者

（ア）　技術士法（昭和58年４月27日法律第25号）に定める技術士で、技術部門が「総合技術監理部門」、選択科目「都市及び地方計画」で登録されている者であること。

（イ）　技術士法（昭和58年４月27日法律第25号）に定める技術士で、技術部門が「建設部門」、選択科目「都市及び地方計画」で登録されている者であること。

イ　照査技術者

（ア）　技術士法（昭和58年４月27日法律第25号）に定める技術士で、技術部門が「総合技術監理部門」、選択科目「都市及び地方計画」で登録されている者であること。

（イ）　技術士法（昭和58年４月27日法律第25号）に定める技術士で、技術部門が「建設部門」、選択科目「都市及び地方計画」で登録されているものであること。

（ウ）　一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するRCCMの資格を有するもので専門技術部門が「都市及び地方計画」で登録されている者であること。

（５）前号において配置予定の管理技術者は、八尾市発注の条件付き一般競争入札において落札し、かつ、開札日において履行中の業務（建設工事に係る設計業務であって、整理番号が「契業」から始まる業務（工事管理業務を除く。）に限る。）で配置されている管理技術者でないこと。

（６）募集開始の日から業者決定日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）を受けていないこと。

（７）八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同上第３号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当する者でないこと。

（８）一の企業、団体等が複数の提案を行ったり、複数の共同提案に参加したりしないこと。（特定の親会社によって、会社の財務及び営業又は業務の方針を決定する機関を支配されている子会社については、一の企業とみなす。）

（９）会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者で、当該法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

（10）民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたもので、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていないこと。

（11）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項の規定に抵触しないこと。

４　スケジュール

（１）参加申請受付（必要書類提出期間）	令和８年11月12日（木）から令和８年11月25日（水）午後５時15分まで（必着）
（２）質問書締切日	令和８年11月18日（水）午後５時15分まで（必着）
（３）質問書に対する回答	令和８年11月20日（金）
（４）参加資格審査結果通知	令和８年11月27日（金）
（５）事業提案書及び見積書の提出	令和８年12月３日（木）午後５時15分まで（必着）
（６）書類審査通知	令和８年12月10日（木）
（７）プレゼンテーション審査	令和８年12月17日（木）

（8）審査結果の掲載　　令和８年 12 月 21 日（月）
（9）仕様書詳細確定及び契約　　令和８年 12 月下旬

ただし、上記の受付等は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前８時 45 分から正午まで及び午後０時 45 分から午後５時 15 分までとし、以下に記載する期間等においても同様とする。

5　参加手続き

（1）募集要項等の配布

募集要項等は、本市ホームページに掲載するほか、八尾市土木建設課の窓口にて配布する。

（2）参加申請時における必要書類

本業務に参加する場合は、下記書類を提出すること。また、参加のために要する費用は応募者の負担とする。

（様式１）　参加申請書
（様式２）　誓約書
（様式３）　業務実績調書
（様式４－１）　配置予定管理技術者調書
（様式４－２）　配置予定照査技術者調書
（様式５）　委任状

（3）参加申請受付期間等

ア　参加申請受付期間

令和８年 11 月 12 日（木）から令和８年 11 月 25 日（水）午後５時 15 分まで（必着）

イ　提出先

土木建設課の窓口に提出すること。

参加資格審査結果については、令和８年 11 月 27 日（金）に電子メールにて通知する。

（4）質問及び質問に対する回答

ア　質問書の受付期間

令和８年 11 月 12 日（木）から令和８年 11 月 18 日（水）午後５時 15 分まで

イ　質問書の提出方法等

質問書（様式６）を使用し、下記提出先のＥメールアドレスに電子メールにより送信すること。

その他の方法による質問には一切応じられない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

提出先　八尾市都市整備部土木建設課
Ｅメールアドレス：dkensetu@city.yao.osaka.jp
電　　話　　：０７２‐９２４‐３８６７　（直通）
担　　当　　：堀内、山本

ウ　回答

質問に対する回答は、令和８年 11 月 20 日（金）に八尾市ホームページに質問・回答内容を掲載す

る。なお、回答内容において、質問書の提出者が特定されると思われる情報は公開しない。

6　事業提案書及び見積書の提出

本業務の受注者を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式を採用するため、下記の提案項目に従い事業提案書及び見積書を作成、提出すること。

（1）事業提案書の作成（８部提出）

事業提案書については、様式７を使用し、下記提案項目ごとに作成すること。

また、事業提案書には、社名、ロゴ等、事業者の特定できる表現は使用しないこと。

（2）提案項目

ア　官公庁・公社等発注業務における、公園の計画策定（基本構想、基本設計）業務の実績について

イ　本業務の実施体制並びに技術者の資格、経歴及び実績について

ウ　本業務の要点を踏まえた手法や手順等について

・事業の趣旨や本市の課題・方向性を的確に理解し、合理的かつ具体的な提案となっているか

・提案内容が本業務の目的を達成するうえで有効な手法となっており、提案の実現性について、実績、事例、分析等の根拠が示されているか

・仕様書に記載の内容以外で、本業務を遂行するうえで有効な提案が含まれているか

（3）見積書の作成（１部提出）

見積書については自由様式とし、所在地、商号又は名称、代表者の職及び氏名、代理人の氏名を記載し、代表者の職及び氏名には代表者印、代理人の氏名には委任状の使用印を押印すること。見積書に記載する金額が、見積書上限額 26,460,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を超過した場合は参加資格を失うものとする。

（4）事業提案書及び見積書の提出

ア　提出期限

令和８年 12 月３日（木）午後５時 15 分まで（必着）

イ　提出先

土木建設課の窓口に提出すること。

※参加申請書等を提出した場合でも、提出期限までに事業提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

7　審査、評価及び選定について

（1）選定委員会の設置及び審査

審査、評価及び選定は、八尾市西郡地域公園整備構想策定支援業務選定委員会設置要綱に基づき設置する選定委員会において、事業提案書の内容、プレゼンテーション及び見積書に記載の金額について、提案評価と価格評価を合わせた総合評価に基づき最優秀提案事業者を選定し、優先交渉権者とする。

ただし、事業提案書の提出者が４者以上ある場合は、書類審査点による得点上位３者をプレゼンテーション審査の対象とする。

（2）書類審査

提出のあった事業提案書が、提案項目すべてについて提出、提案されているか審査を行う。なお、提案項目に対し、未提出、未提案の項目があった場合は失格とする。

書類審査の結果については、全ての提案者に対し、令和８年 12 月 10 日（木）に電子メールにて通知する。また、書類審査の結果、上位３者に対しては、書類審査結果とあわせてプレゼンテーション審査の会場、開始時刻等についても通知する。

（３）プレゼンテーション審査

日時　令和８年 12 月 17 日（木）

※プレゼンテーションの制限時間は１事業者当たり 20 分以内とし、質疑応答は、別途 10 分程度を予定している。

※プレゼンテーションの内容は、提出した事業提案書の内容に基づくものとする。

※質疑応答の内容について、発表、公開、漏洩、利用しないこと。

（４）選定基準

事業提案書及びプレゼンテーションについて、別紙選考基準により採点を行う。

（５）選定結果

選考結果は、令和８年 12 月 21 日（月）に八尾市ホームページに掲載する。評価内容等に関する問い合わせについては回答しないものとする。

８　契約締結について

（１）本業務について優先交渉権者と本市は、契約に向けた協議を行うものとする。協議が合意に至れば、委託業務に係る仕様を確認したうえで令和 10 年３月 31 日（金）を契約期限とする委託契約を締結するものとする。

（２）契約保証金については、契約額の 100 分の５以上とし、契約締結前に納付することとする。（契約請負側が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約による証書の提出でも可とする。）なお、八尾市財務規則（昭和 39 年八尾市規則第 33 号）第 122 条に該当する場合は免除するものとする。

（３）業務の履行に当たっては、第三者に再委託してはならないものとする。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない一部の業務について、あらかじめ本市の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

（４）選定後、契約締結までに、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けた場合は失格とする。

（５）暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者であることが判明した場合は失格とする。

９　その他の事項

（１）事業提案書等の作成、提出等に要する費用等の必要経費は、その一切を参加者の負担とする。

（２）参加申請書等の提出期限後の提出は一切受け付けない。

（３）提出された参加申請書等は、提出期間内であれば記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとする。ただし、提出期間を過ぎた場合は、追加、変更等ができないものとする。

（４）参加申請書等が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、これを無効とする。

ア　提出方法又は提出先が本要項その他の定めに適合しないもの

イ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ　虚偽の内容が記載されているもの

（５）参加申請書等の書類の取扱いについて

ア　提出された全ての書類は、返却しないものとする。

イ　提出された全ての書類は、本提案募集の手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、複製及び保存等を行うことができるものとする。

（６）提出期間内に提案書等の提出をした者に対して、本市から提案書等の内容についての疑義照会や追加資料の提出を求めることができる。

（７）選定した提案者との契約手続及び契約書は、八尾市財務規則の定めるところによるものとする。なお、契約締結後において受注者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

１０　問い合わせ先及び窓口

〒581－0003　八尾市本町一丁目１番１号　八尾市役所　西館　３階

八尾市都市整備部土木建設課

担　当　　：堀内、山本

電　話　　：０７２‐９２４‐３８６７（直通）

ＦＡＸ　　：０７２‐９２３‐２９３０

Ｅメールアドレス：dkensetu@city.yao.osaka.jp